

## 将来生活設計・老後所得保障と公的年金保険

### 1 理解し伝えるべき項目

- (1) **人生 100 年時代**を迎えて、**高齢期の生活は多様化**しており、個々人が望ましいと考える**生活水準**や、**働き方の希望**、**収入・資産の状況**なども**様々**である。
- (2) 老後所得で重要な役割を担っているのは、**終身支給される公的な老齢年金**である。安定した老後のためには、**公的年金保険制度に対する正しい理解**に基づいて、公的な**老齢年金を確実に受給**することを柱として考え、併せて**現在・将来の収入や貯蓄**、**退職金**だけでなく、**私的年金や各種金融商品の運用**なども**組み合わせた総合的な将来設計**を現役時代から立てておく必要がある。
- (3) 公的年金保険の上乗せの給付を保障する**私的年金**には、大きく分けて**確定給付型(DB)**と**確定拠出型(DC)**があり、それぞれ加入できる年齢が拡大される。特に個人型 DC (iDeCo) は、資産形成のニーズに応じてより利用しやすい仕組みになり、老後の生活を設計する際の選択肢の一つである。
- (4) さらに、公的年金保険、私的年金以外にも、例えば少額の長期・積立・分散投資を支援するつみたて**NISA**のような**非課税制度**を利用して、将来に備えることもできる。
- (5) 個々人の実態に応じて将来設計を考える上では、公的年金保険、退職金や企業年金、iDeCo や NISA などの資産形成手段などについて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」していくことも重要である。自分自身の状況が全体として「見える化」されることで、自らの望む生活水準に必要な資産や収入が足りないと思われるのであれば、**個々人の状況に応じて、就労・支出の見直し、資産形成・運用などに取り組むことが可能**となる。
- (6) また、現役時代のうちから将来生活設計の重要性を意識し、かつ、過度の不安を抱かずに老後所得の知識を身につけておくためには、**貯蓄ではなく保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解しておくことも重要**であり、初等・中等教育の段階で生涯を通じた公的年金保険教育の取組みを進める必要がある。高等教育においても、多くの大学生が在学中に公的年金保険への加入年齢を迎えることから、大学と連携しながら積極的な広報活動を展開することが望ましい。

## 2 伝える際のポイント

### (i) 人生100年時代を迎え、高齢者の就業意欲は高いものになっている

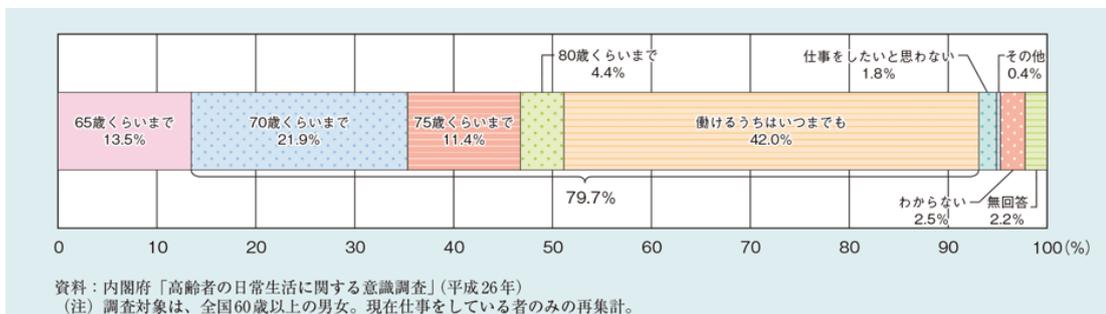
我が国の**平均寿命は男性81.1年、女性87.3年**と世界的に見ても高齢化が著しい。日常生活に制限のない期間（健康寿命）も、2016年時点で男性が72.14年、女性が74.79年となっており、それぞれ2010年と比べて延びている（2010年→2016：男性1.72年、女性1.17年）。このような中で、**100歳以上の高齢者**も、1980年には1,000人以下（968人）だったが、2019年にはその70倍の**7万人を超えている**。

高齢化がこの先もより一層進む中にあることは、**自身が今まで以上に長生きすることを前提にして将来生活を設計する必要がある**。

**日本人の若返り**が確実に進んでいるとの日本老年学会・老年医学会の報告もある上に、現在仕事をしている60歳以上の者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答している。70歳くらいまで、もしくはそれ以上との回答と合計すれば、**約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている**様子がうかがえる（図1）。雇用主の側も、従業員31人以上の企業約16万社のうち、**高齢者雇用確保措置**（「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置）を**実施済みの企業の割合は99.8%**（156,607社）となっている。また、**希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は76.8%**（120,596社）となっている。

**社会保障制度を考えるにあたっては、高齢者の就業への意欲を妨げない仕組み作りが必要**となっている。

【図1】「あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか」

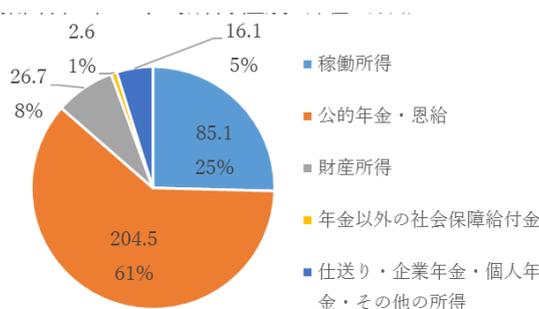


### (ii) 老齢年金は高齢者世帯の所得の柱である

高齢者世帯において、老齢年金は所得の柱となっている。平均所得に占める年金の割合も6割強となっている（図2）。

**老齢年金は今後も老後所得の要であり、安定した老後を送るためには老齢年金を確実に受給する必要がある。**

【図2】平成30年調査 高齢者世帯の平均所得種別 (単位：万円)



出典：厚労省「平成30年 国民生活基礎調査の概況」

(iii) 老齢年金を確実に受給するため、制度をよく理解する必要がある

**高齢者の所得の柱である老齢年金のメリットを最大限に活用するには、現役時代のうちから正しい知識を身につけておくことが不可欠である。**

老齢年金を満額受給するためには、20歳から60歳までの40年間欠かさずに国民年金保険料を納付する必要がある。保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の免除（全額・一部）または猶予（学生納付特例・納付猶予）を申請することができる。免除等を受けていた期間について、過去10年分は追納することができるため、経済的困難が解消してから保険料を納めることで、保険料を全額納めた場合と同じ年金額を受給することができる。

また、納付期間が40年に満たない場合には、60歳以降も任意で国民年金に加入することができる。

このように、40年間欠かさずに保険料を納めることで満額の老齢年金を受給できるということをまず理解しておく必要がある。

(iv) 多様な生活に対応して公的年金保険には柔軟な選択肢が用意されている

現在、**公的年金保険の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。**65歳より早く受給開始した場合（繰上げ受給）、年金額は1月あたりマイナス0.5%、最大で30%減額される。一方、65歳より後に受給開始した場合（繰下げ受給）、年金額は1ヶ月あたりプラス0.7%、最大で42%増額される。

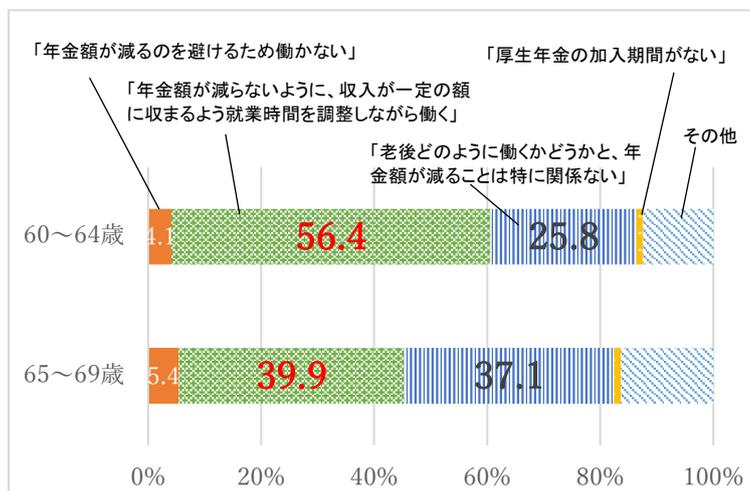
**この繰下げ制度について、高齢者が自身の就労などの状況に合わせて年**

金受給の方法を選択できるよう、より柔軟で使いやすいものとする見直しが行われた。年金受給開始時期の上限は75歳に引き上げられ、繰下げ増額率は最大でプラス84%となる。この制度改正は、2022年4月から適用される。（同時に、繰上げ受給した場合の減額率も改正され、1月あたりマイナス0.4%、最大で24%減額となる。）なお、受給開始時期は柔軟化されるが、**現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行われ**ない。

さらに、**60歳以上65歳未満**の老齢厚生年金受給者を対象とした在職老齢年金制度（賃金と年金の合計額に応じて年金の全部または一部の支給を停止する仕組み）についても、年金の支給停止が始まる**基準額**（賃金と老齢厚生年金の月額合計）が**現行の28万円から47万円に引き上げられる**。これにより、2022年度末に約37万人（在職受給権者の51%）と推計される支給停止対象者は、約11万人（在職受給権者の15%）にまで減少する。

また、厚生労働省「年金制度に関する総合調査」（2019年）によると、60歳台の第2号被保険者を見ると、「年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう就業時間を調整しながら働く」と回答した者は、65～69歳で約4割を占める（図4）。**収入の基準額が引き上げられることで、就労意欲を持つ高齢者が現在よりも積極的に就労に参加することが見込まれる**。

【図4】在職老齢年金制度と就労について（60歳台の第2号被保険者）



出典：厚生労働省「年金制度に関する総合調査」（2019年）に基づき公的年金保険研究会が作成

このように、**公的年金保険制度は、老後所得の保障手段として優れた特徴を有しており、今後も老後の取得保障の中核を担っていくこととなる**。ただし、公的年金保険が後世代の負担に大きく依存しているのは事実であ

り、そうした世代の負担応力にも一定の制限があることを踏まえると、**個々の個別のニーズまで含めた老後生活に必要な費用のすべてを賄うことはできない。個々人が望ましいと考える生活水準や、働き方の希望、収入・資産の状況などに応じた生活の選択肢があり、社会や意識の変化に応じてその選択肢も広がってきている**中においては、**企業年金、個人年金といった私的年金等の手段を組み合わせ対応していくことが望ましい**と言える。

(v) 任意で加入できる選択肢として私的年金制度がある

**私的年金**は、公的年金保険の上乗せの給付を保障する制度で、高齢期に豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしており、**企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができる**。私的年金には大きく分けると**確定給付型(DB)**と**確定拠出型(DC)**の2種類がある。

加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められているDBに対して、DCは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度であり、加入者自らが運用を行い、高齢期の生活設計を立てることができる。

DCに加入できる年齢は、令和4年5月から企業型が70歳未満まで、個人型(iDeCo)が65歳未満までとなり、それぞれ5年ずつ引き上げられる。また、受給開始時期も2022年4月からDBは60~70歳の間、DCは60~75歳の間と、いずれも従来より5年間拡大される。

さらに、中小企業向けの制度(簡易型DC・iDeCoプラス)を実施できる企業規模が、現在の従業員規模100人以下から300人以下まで拡大される。

また、企業型DCの加入者がiDeCoに加入する場合、現在は企業の労使間の合意が必要であるが、これが不要となり、より加入しやすいものとなる。

このように、**高齢者の就労が拡大する中で、中小企業を含むより多くの企業や個人がDBやDCの制度を活用することで、長期化する高齢期の経済基盤を充実させる**ことができる。

(vi) 長期にわたる資産形成を支援する制度として「つみたてNISA」がある

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかるが、NISAは、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる制度である。

中でも「つみたてNISA」は、特に少額からの長期・積立・分散投資を支

援するための非課税制度で、年間 40 万円まで投資信託を販売手数料なしで購入することができ、20 年間の非課税期間がある。

つみたて NISA の対象商品である投資信託には元本割れリスクがあることは念頭に置かなくてはならないが、老後の資産形成のための一つの選択肢として考えることができる。

#### (vii) 現役時代から生活設計をするために

##### (見える化)

高齢期の生活の多様化を背景に、個々人の実態に応じて将来設計を考える上では、公的年金保険、退職金や企業年金、iDeCo や NISA などの資産形成手段などについて、個々人の現在の状況と将来の見通しが全体として「**見える化**」されていくことも必要である。

自分自身の状況が全体として「見える化」されることで、**自らの望む生活水準に必要となる資産や収入が足りないと思われるのであれば、個々人の状況に応じて、就労、支出の見直し、資産形成・運用などに取り組むことが可能**となる。これまでも「ねんきんネット」による年金見込額試算の充実などが取り組まれているが、「見える化」をより進めることで、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにすることが望ましい。

##### (社会保障教育)

また、**現役時代のうちから将来生活設計の重要性を意識し、かつ、過度の不安を抱かずに老後所得の知識を身につけておくためには、貯蓄ではなく保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解しておくことも重要**であり、初等・中等教育の段階で生涯を通じた年金教育の取組みを進める必要がある。

なお、現在の学習指導要領における社会保障教育については、文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説」の「社会」で、「「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること」とされている。

また、「中学校学習指導要領解説」の「社会」では、「貯蓄や民間の保険などにも触れ、**社会保障の充実・安定化のためには、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意することが求められていることについても理解できるようにすることが大切**である」とされている。

さらに「高等学校学習指導要領解説」の「公民」においても、「少子高齢

## 32 将来生活設計・老後所得保障と公的年金保険

社会における社会保障の充実・安定化について、自助、共助及び公助による社会保障の考え方を対照させ、真に豊かで持続可能な福祉社会の実現という観点から探究できるようにする」とある。

高等教育においても、多くの学生が在学中に国民年金への加入年齢を迎えることから、大学などと連携しながら積極的な広報活動の展開が望ましい。

### 3 振り返り

- (1) **人生 100 年時代の生活設計**を考えるにあたって、**意識しておく必要のあるもの**はなにか。
- (2) **老後所得の中心となるもの**はなにか。
- (3) 老後所得において、**公的年金保険を補うと考えられるもの**はなにか。
- (4) **現役時代のうちから将来生活の設計を考える**ために、**今後拡充が必要な仕組み**としては、どのようなものが考えられるか。